

第5次寝屋川市地域福祉計画

計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の急速な進行や社会状況の変化に伴い、地域住民の社会的なつながりが希薄化し、支援を必要とする人や生きづらさを感じる人が増加するなど、福祉分野における課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。

国においては、令和2(2020)年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、重層的支援体制整備事業が明文化されたことで、市町村においては支援機関同士の連携をより円滑にし、早期に必要な支援を提供できる環境や体制を整える取組が求められています。

本市においても、地域福祉を取り巻く社会の動きや国・大阪府の動向、これまでの取組の成果、市民ニーズの変化等を踏まえ、地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と施策の方向性を示すものとして、「第5次寝屋川市地域福祉計画」を令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間として策定しました。

計画の基本理念

本市では、市民の一人ひとりが幸せや生きがいを感じるとともに、人々が助け合うことで、地域全体としても幸せや豊かさを感じられるよう、地域で暮らす市民同士の「きずな」、市民と行政・関係機関・団体を結びつける見守り・支え合い活動の「きずな」、複雑化・多様化・深刻化する福祉課題に対応するための関係機関・団体・行政間の「きずな」が織りなされることで、地域共生社会「安心・共生のまち」の実現をめざします。

「きずなで織りなす安心・共生のまち ねやがわ」



施策の体系

[基本理念]

[施策の方向性]

[施策の取組]

きずなで織りなす安心・共生のまち ねやがわ

方向性1

必要な支援が届く包括的な支援体制づくり

- (1) 情報発信・提供体制の充実
- (2) 包括的かつ重層的な相談支援体制の充実
- (3) 福祉サービス提供体制の充実

方向性2

権利の尊重と擁護

- (1) 権利擁護と生活支援の推進
- (2) 虐待や暴力等の防止に向けた取組の推進

方向性3

地域における支え合いの推進

- (1) 共に生き、支え合う意識づくり
- (2) 地域における支え合い活動の促進
- (3) 地域福祉を進める人とネットワークづくり

方向性4

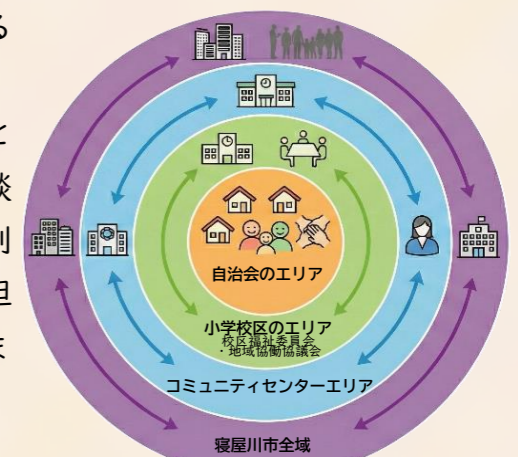
誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

- (1) 生活安全対策の推進
- (2) 誰もが安全・安心に暮らせる生活環境づくり

地域福祉推進圏域の考え方

本計画は、「市域」から「自治会のエリア」に至る四層構造の地域福祉推進圏域により取り組みます。

身近な住民同士の日常的な見守りや声かけを基盤とし、地域団体による連携した活動、専門職による相談支援、そして専門機関による高度な支援や全市的な制度化に至るまで、各エリアが規模に応じた役割を分担し、相互に連携しながら地域の福祉課題に対応します。



施策の展開

複雑化・多様化・深刻化する福祉の課題に地域全体で対応し、基本理念である『きずなで織りなす安心・共生のまち ねやがわ』を実現するため、次に掲げる4つの方向性で様々な取組を展開します。

方向性1

必要な支援が届く包括的な支援体制づくり



複雑化・多様化・深刻化する問題や課題の解決に向けて、各福祉分野の連携を強化することで、包括的かつ重層的な支援体制を整備し、市民一人ひとりが抱える悩みや支援が必要な状況にきめ細かく対応します。

また、支援を必要とする人々に情報がしっかりと行きわたり、安心して相談やサービスを受けられる仕組みを整え、適切な福祉サービスの提供に努めます。

方向性2

権利の尊重と擁護

判断能力に不安を持つ人が適切に福祉サービスを利用できるよう支援し、成年後見制度の利用促進など、地域生活を維持できる環境を整え、権利擁護の体制づくりを進めます。

子どもや高齢者、障害のある人等に対する虐待、配偶者等からの暴力の防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携強化を図ります。

方向性3

地域における支え合いの推進



地域の誰もが自由に参加でき、自分を生かしながら安心して過ごせる場所、居場所づくりに取り組み、地域共生のまちづくりを進めます。

また、福祉や人権に関する意識づくりや、子どもから高齢者までより多くの市民の参加を促し、ボランティア活動などに参加する機会づくりを増やすことで、地域福祉の担い手の発掘・育成を進め、地域福祉活動の輪を広げます。

方向性4

誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

誰もが安全に安心して生活できるよう、災害時における要支援者の支援など災害に強いまちづくり、地域をあげた防犯対策や再犯防止に向けた取組など犯罪に強いまちづくりを進めます。

また、公共施設等のバリアフリー化や利用しやすい交通手段の確保・充実などに努めます。



重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業は、介護、障害、子ども、生活困窮といった従来の分野ごとの支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かして、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」3つの支援を一体的に実施するものです。

本市においても、令和6(2024)年度に重層的支援体制整備事業への移行準備事業として一部事業を試行実施し、令和7(2025)年4月から重層的支援体制整備事業を開始しました。

寝屋川市における重層的支援体制整備事業全体像

